

新斎苑建設事業の進捗と「合併特例債」発行期限の延長と土地収用を行った場合の所要期間について

年度	当初計画		実際の状況		事業認定・土地収用を行った場合の工事完了までのスケジュール (単位：千円)	合併特例債延期状況 備考
	進捗計画	予算額 合併特例債 (単位：千円)	進捗状況	予算額・執行額 合併特例債 (単位：円)		
平成29年度	11月 用地取得額につき地権者の了承を得る。 3月 所有権移転		9月 9月議会：工事費等の債務負担行為議決 10月 鑑定価格提示 10月 事業者募集 11月 用地取得額につき地権者の了承を得る。 12月 12月議会：用地購入費議決 2月 事業者決定（募集後約5ヵ月） 3月 3月議会：財産取得・工事等本契約議決 3月 所有権移転（3月23日）	合併特例債の期限を見据え覚書を根拠に事業費予算議決（覚書を土地取得の根拠に）	9月 9月議会：工事費等の債務負担行為議決 10月 鑑定価格提示 11月 地権者が鑑定価格での売却を拒否 地権者が鑑定価格での売却を拒否した時点で、合併特例債の延長を前提に（国には要望書提出の段階）延長確定後に土地収用手続きに移行することとし、関係する全ての業務（議会手続き、地権者との協議、事業者募集等）を保留する。既に議決した債務負担行為は結果として不執行となる。	7月 「合併特例債の再延長を求める首長会」発足（11市） 8月 総務大臣に要望書提出、首長会への参加呼びかけあり 総務副大臣に要望書再提出（145団体） 12月 合併特例債の再延長と自民党総務部会が確認 1月 自民党総務部会が改正法案を了承 2月 自民党政調審議会、総務会、与野党政責任者会議で了承
平成30年度	4月 工事スタート予定	予算 746,000 合併特例債 133,900	4月 地元・周辺地域工事関係事前協議、県との許可関係協議開始 10月 関係法令許可（所有権移転後約7ヵ月） 11月 横井東町合意（工事関係協議開始後約8ヵ月） 12月 工事スタート	予算額 632,232,000 執行額 291,309,312 4月10日 用地費：167,723千円支出 4月10日 用地費：167,723千円支出 合併特例債 76,900,000	4月 国会議決後に土地収用に向けて地権者と協議開始（地権者との合意破棄） 10月 関係法令許可不可→①地権者の了解なしに用地に立入れず許可に必要な調査ができないため許可は得られない。 11月 横井東町合意（工事関係協議なしで合意可能として）→②横井東町（用地地番の地元ではあるが近隣ではない）の同意のみ 12月 事業説明会（3町対象）→③鹿野園町（用地に最も近隣）・白毫寺町の合意が得られていない状態での説明会となる。 1月 事業認定申請に係る県との事前協議開始	4月 12日衆議院で改正法案が可決、18日参議院で改正法案が可決・成立（4.18） ★下記の県の条件が満たされていない中での協議開始可能として
平成31年度・令和元年度		予算 1,988,000 合併特例債 1,303,400	6月 白毫寺町連合自治会合意 3月 鹿野園町自治会合意	予算額 繰り越しのみ（340,923,000） 執行額 繰り越しのみ（340,922,688） 合併特例債 290,400,000	1月 事業認定申請スタート 通常1年以上（県の見解） 最短3ヵ月（土地収用法第17条第3項努力義務）	①事業認定の条件（県の見解） ・事業としての合理性：都市計画決定とは別に県としての理由付け ・事業の実現性 ①近隣自治会の同意状況→鹿野園町・白毫寺町未同意 ②関係法令（自然公園・河川・砂防法等）の許可状況→未許可
令和2年度	2月 工事完了予定	予算 2,377,000 合併特例債 1,457,600	5月 鹿野園町活性推進自治会合意	予算額 5,009,720,000 執行額 1,703,600,000 合併特例債 1,545,600,000 【発行期限】	4月 事業認定の告示 1年以内（土地収用法第29・39条） 3月 県収用委員会へ裁決申請提出	法改正前の発行期限（令和2年度末）
令和3年度	4月 供用開始予定 用地取得～供用開始まで3年想定 工事期間：2年11ヵ月 試運転等：約1ヵ月		用地取得～供用開始まで約4年 地元・周辺地域事前調整：約8ヵ月 工事：約3年3ヵ月 試運転等：約1ヵ月 2月 工事完了	予算額 繰り越しのみ（3,306,120,000） 執行額 繰り越しのみ（3,306,107,000） 合併特例債 1,297,700,000	1年6ヵ月（乙第48号証：H28年度東京都の平均）	法改正後の発行可能期間 令和2年度末まで→令和7年度末まで5年延長
令和4年度		予算計 5,111,000 合併特例債計 2,894,900	4月 供用開始	予算額 5,641,952,000 執行額 5,641,939,000 合併特例債計 3,210,600,000	8月 裁決通知（決定） 9月 9月議会：用地購入費議決 12月 12月議会：財産取得議決 12月 所有権移転（約4年9ヵ月） 3月 3月議会：工事費等の債務負担行為議決	土地収用に向け地権者との協議開始後所有権移転までの期間は、西大寺北（4年）と異なり事業認定が必要のため最短で約4年9ヵ月となる。 債務負担行為は令和5年度～8年度となる（事業者募集のため5年度も予算額は0であるが債務負担行為の対象）が、令和8年度分は合併特例債の期限後であり合併特例債の発行（充当）は不可能 予算時点で既に令和8年度分予算2,377億円に対する合併特例債14,576億円は充当できない。 ⇒交付税措置＝14,5756億円×0.7（措置率70%）＝10,2032億円は受けられない。（約10億円の損失となる。）
令和5年度				0 4月 事業者再募集 7月 関係法令許可（所有権移転後約7ヵ月） 8月 事業者決定（募集後約5ヵ月） 9月 9月議会：工事等本契約議決 9月 地元・周辺地域工事関係事前協議 3月 関係住民・自治会等合意（工事関係協議開始後約8ヵ月）		本来、事業者募集は土地を取得した後開始するもの 所有権移転後土地に立ち入り必要な調査後許可へ 地元・周辺地域との工事関係事前協議は事業者決定後に工事工程・手法を基に始める。
令和6年度		予算 746,000 合併特例債 133,900		4月 工事スタート 予算 746,000 合併特例債 133,900		工事予定（予算・債務負担行為） 工事スタート～供用開始まで3年想定 工事期間：2年11ヵ月 試運転等：約1ヵ月
令和7年度		予算 1,988,000 合併特例債 1,303,400		予算 1,988,000 合併特例債 1,303,400		【法改正後の発行期限】 （5年延長→令和7年度末）
令和8年度		予算 2,377,000 合併特例債 0(1,457,600)		2月 工事完了予定 予算額計：5,111,000 2月 工事完了予定 予算額計：5,111,000		合併特例債期限後 1,457,600千円：合併特例債適用外
令和9年度				4月 供用開始予定 合併特例債計 1,437,300(2,894,900) 6月 実際の工事完了 8月 実際の供用開始		合併特例債▲1,457,600千円、交付税措置(70%)▲1,020,320千円 実際は、当初計画よりも期間が延長となり令和9年度までずれ込むことになる。各年度の執行額の算定は、難しい。
				用地取得～供用開始まで約4年8ヵ月 事業費・事業者決定：約8ヵ月 地元・周辺地域事前調整：約8ヵ月 工事：約3年3ヵ月 試運転等：約1ヵ月		★期間再延長の可能性について ・西大寺北の事例と異なり事業認定が必要のため、その申請に係る県との事前協議の条件とされる事業の実現性（①近隣自治会の同意 ②関係法令の許可）についての進捗が難しいため、実際には県との事前協議までに相当な期間が必要と思われる。また、その他必要な手続き等について最短で想定している。